

国立大学法人法の一部を改正する法律案について

令和5年11月24日

一般社団法人 国立大学協会

会長 永田 恭介

現在、国会において国立大学法人法の一部を改正する法律案の審議が進められている。元来、同法律案にいう「運営方針会議」は、国際卓越研究大学に選定された大学について、その設置が検討されてきたものである。

しかし、この法律案にあつては、運営方針会議は、国立大学法人等の管理運営の改善並びに研究体制の整備及び充実等を図るために設置することとされ、設置する国立大学法人は国際卓越研究大学に限定されず、事業の規模が特に大きい国立大学法人に対して設置を義務付けている。一方、他の国立大学法人にあつても、運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、同様に運営方針会議を設置することができることとしている。両者の間では認定要件が一本化されていないにもかかわらず、前者を「特定国立大学法人」、後者を「準特定国立大学法人」とする案が示されている。

本協会としては、この法律案が成立すれば、国際卓越研究大学制度の導入を機に、国立大学法人の根拠法たる国立大学法人法において、特定国立大学法人、準特定国立大学法人及びそれ以外の国立大学法人と、国立大学法人が区分され、差異のある取扱いがなされる可能性があることに強い危惧を持つものである。加えて、他の既存の会議体の権限との関係性などの点で、懸念があるという意見もある。

それゆえ、下記の事項について、政府に特段の配慮を求める。

1. 運営方針会議について義務的設置か任意的設置かによって、あるいは運営方針会議の設置の有無に基づいて、国立大学法人を区分し、その区分に基づき、資源配分等の取扱いに差を設けないこと。
また、制度の運用上、それぞれの国立大学法人又はその集合を指す場合に「準特定国立大学法人」の名称を用いず、「特定国立大学法人」と一体のものとして扱うこと。
2. 運営方針会議の運用にあたっては、意思決定過程が複雑となり迅速な措置や対応が妨げられることがないよう留意して、これを設置する国立大学法人の自主性・自律性を尊重すること。

なお、法律案に盛り込まれた規制緩和については、本協会は以前から国際卓越研究大学以外にも適用すべき旨を要望してきており、一步前進したものと受け止めている。一方で、これを通じた外部資金の獲得はあくまで国立大学の多様性をもたらす財源であり、より基本的な財源として、我が国の高度人材育成の根幹である国立大学法人の安定的運営に不可欠な基盤的経費の拡充も引き続き求める。

また、東京医科歯科大学と東京工業大学の統合は、両法人が慎重に協議のうえ、両大学の発展のために出した結論であり、統合のうえは東京科学大学として相乗効果を発揮されることが期待される。